

## 第17回大空町農業委員会総会議事録

令和3年11月25日 第17回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	3番 森 英 章
4番 佐 藤 廣 治	6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸
8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二	10番 福 田 重 幸
11番 真 鍋 剛	12番 増 子 昭 雄	13番 福 田 英 信
14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也	16番 石 原 せつえ
17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義
21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子	24番 石 田 正 俊

#### (2) 欠席者

5番 齋 藤 宏 幸	20番 佐久間 仁	23番 丹 羽 真 治
------------	-----------	-------------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
-----------	-----------	-----------

第17回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第17回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は何かとお忙しい中、皆様には第17回農業委員会総会に出席頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>まず始めに、新型コロナウイルスでございますが、今、全国的に50人程度まで感染者が減ってきております。また、それに伴い規制も解除されてきているところでございますが、当農業委員会といたしましても、その規制解除にあわせて今後色々な活動をしていきたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力の程、またよろしくをお願いいたします。</p> <p>さて、10月11月と長雨と多量の降雨によりまして、思うように農作業が進まず、皆様大変ご苦労された事と思っております。</p> <p>しかし、全町的には多分終了したのではないかと考えております。その辺については大変心配しておりましたが、ほっと一息ついているところでございます。</p> <p>今年も残すところあと一月程になりましたが、これから各地区の委員さんにおかれましては、あっせん会・農地の更新等、まだ仕事が沢山残っておりますので、その辺について調整の方、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>10月25日開催の第16回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>

石田会長	<p>ただ今より第17回農業委員会総会を開催いたします。  (午後1時35分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。  諸般の報告をいたさせます。  事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。  丹羽職務代理、斎藤委員、佐久間委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計22件であります。  以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。  議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、3番森委員、6番森賀委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番及び2番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、大空町における土地改良事業実施のため、当該地の払い下げを行うものであります。</p> <p>そのため、図面は1ページ目、2ページ目に掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。  以上でございます。</p>

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係1番及び2番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第1号所有権移転関係3番朗読】</b> この件につきましては、大空町におきます土地改良事業の実施のため、当該地の払い下げを行うものであります。 図面につきましては、3ページ目に掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。 なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当してないことを確認しておりますので、ご審議をお願いいたします。 以上でございます。

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹 見延主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>1番につきましては、現在〇〇氏によって耕作しております当該農地について、この度経営移譲により後継者の〇〇氏へ変更となることから、後継者に使用貸借を行なうというものでございます。</p> <p>このため、図面を省略しております。なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>2番につきましては、現在〇〇氏によって耕作しております当該農地について、この度経営移譲により後継者の〇〇氏へ変更となることから、引き続き後継者に貸借を行うというものでございます。このため、図面を省略しております。</p>

	<p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係1番及び2番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴います親から後継者への使用貸借の案件となっております。そのため図面は省略しております。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定に よる農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による 農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大 空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することにつ いて審議を求める。令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この件につきましては、新規案件となっております。図面につしま しては、4 ページに掲載をしておりますのでご参照ください。 1 1 月 1 5 日、第 3 地区農業委員さんによりましてあっせん会が行</p>

	<p>われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号所有権移転関係2番朗読】</b></p> <p>この件につきましても、新規の案件となっております。図面につきましては5ページに掲載してございますのでご参照いただきたいと思っております。11月16日に第5地区農業委員さんにおきまして、あつせん会が行われているところでございます。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合している</p>

	<p>ことを確認しておりますのでご審議をいただきたいと思います。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b> 1番及び2番につきましては、新規案件となっております。 1番につきましては、11月15日に第3地区農業委員さんによりましてあっせん会が行われております。図面につきましては、6ページに掲載してございます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しているところでございます。 2番につきましても、11月15日に第3地区農業委員さんによりましてあっせん会を行っている状況です。図面につきましては、7ページに掲載してございます。 農業経営基盤強化促進法第18号、第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>

	<p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番及び2番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番及び4番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号利用権設定関係3番及び4番朗読】</b> 3番及び4番につきましても、新規案件となっております。 3番につきましては、11月26日に第5地区農業委員さんによりましてあっせん会を行っております。図面につきましては、8ページに掲載してございます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合しているということを確認してございます。 4番につきましても、11月16日に第5地区農業委員さんによりましてあっせん会を行っているところでございます。図面につきましては、9ページに掲載してございます。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認してございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひ</p>

	<p>ます。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係3番及び4番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号利用権設定関係5番朗読】</b></p> <p>この件につきましても新規案件となっております。、図面につきましては、10ページに掲載してございますのでご覧いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>11月16日に、第5地区農業委員さんによりましてあっせん会を</p> <p>行っている状況でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3</p> <p>項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番及び 7 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】</b> 6 番及び 7 番につきましても、新規案件となっております。 6 番につきましては、11 月 16 日に第 5 地区農業委員さんによりましてあっせん会を行っている状況でございます。図面につきましては、11 ページに掲載しております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合していることを確認してございます。 7 番につきましても、11 月 16 日に第 5 地区農業委員さんによりましてあっせん会を行ってございます。図面につきましては、12 ページに掲載しております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に出て適合していることを確認してございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番及び 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番朗読】</b> この件につきましても、新規案件となっております。11 月 26 日 に、第 5 地区農業委員さんによりましてあっせん会を行っているところ でございます。図面につきましては、13 ページに掲載しております。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合していることを 確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係9番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係9番朗読】</b> この件につきましても、新規案件となっております。 11月16日でございますが、第5地区農業委員さんによりましてあっせん会を行ってございます。図面につきましては、14ページに掲載しております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われれます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第2号利用権設定関係9番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。  次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。  1番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和3年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
見延主事	<p><b>【議案第3号1番説明朗読】</b>  この件につきましては、申出者の離れ地処分に伴う新規案件となっております。</p> <p>あっせんの申出を受け、11月15日に第2地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買い受け希望者において購入したいとの申し出があり、買入協議要請が適当となったところであります。買受予定者については、大進地区の〇〇氏となっております。図面については15ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、議案第3号2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者の規模縮小に伴う新規案件となっております。あっせんの申出を受け、11月15日に第3地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買い受け希望者において購入したいとの申し出があり、買入協議要請が適当となったところであります。買い受け予定者については、大成地区の〇〇氏となっております。図面については、16ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号2番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号3番説明朗読】</b> この件につきましても、申出者の規模縮小に伴う新規案件となっております。あっせんの申出を受け、11月16日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行った結果、農業公社の農地売買支援事業を活用し、買い受け希望者において購入したいとの申し出があり、買入協議要請が適当となったところであります。買い受け予定者については、本郷地区の〇〇氏となっております。図面については、17ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより議案第3号3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について、事務局の説明を求めます。
石川主幹	議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程(平成20年農業委員会訓令第3号)に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和3年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
見延主事	<p>【議案第4号1番朗読】</p> <p>この件については、11月15日に第2地区農業委員さんに現地調査いただいているところであります。</p> <p>全て農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、18ページに掲載してございますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、11月15日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより議案第4号1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>次に2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第4号2番朗読】</b> この件については、11月19日に第3地区農業委員さんにおきまして現地調査いただいているところであります。全て農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、19ページに掲載してございますのでご参照願います。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月19日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です</p>
石田会長	<p>これより議案第4号2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>
	<p><b>【報告第1号朗読】</b></p>

石田会長	以上でございます。
委員	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後 2 時 3 4 分)